

お客さま各位

預貯金口座付番手續について

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づく預貯金口座付番手續の際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- 1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について**
口座開設を行うお客様に対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。
- 2. 預貯金口座付番の趣旨について**
口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。
 - ・ 預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手續において預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。
- 3. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について**
本申込を行うお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。
- 4. 最新の個人情報の提供について**
本申込時、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手續等を行っていただく必要があります。
- 5. 個人情報の利用目的について**
本申込により提出された個人情報の利用目的については、当金庫のホームページ（URL <https://www.gamashin.co.jp/>）をご参照ください。
- 6. 預貯金口座付番の結果通知について**
当金庫の職員から、お客様へのご説明をもって結果通知といたします。

必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承諾）	預貯金口座付番申込書
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類 ^{※1}
個人番号	個人番号が確認できる書類 ^{※2}

※1：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

【所得税法第 225 条第 1 項の規定による支払に関する調書の提出】

→ 税務署に提出する「利子等の支払調書」等の作成・提出

- 利子や配当など一定の支払いを行った者（金融機関等）は、支払に関する調書（支払調書）にその支払額等の明細を記載して税務署へ提出することが義務付けられている。
- 上記「一定の支払い」には、普通預金の利子等は除かれていることから、信用金庫においては、例えば、公共債の利子や投資信託の収益の分配、出資金の配当（個人会員で配当額が 10 万円超の場合）に係る支払調書を提出しており、当該支払調書の記載事項にマイナンバーが含まれていることから、取得したマイナンバーを当該支払調書の作成にあたり利用することができる。

【生活保護法第 29 条第 1 項の規定による報告】

→ 福祉事務所等に報告する生活保護における資力（資産の状況等）調査

- 生活保護の申請等を受け付ける福祉事務所等は、その保護の決定等に必要な場合は、申請をした者等の資産・収入の状況等の調査を行うことができ、金融機関は、同法にもとづく調査として「本店等一括照会」を受けるケースがある。
- 金融機関は、同照会を受けた場合、当該申請をした者等に係る口座の有無や残高を調査のうえ、福祉事務所等へ報告する必要があるが、口座情報の調査のためにマイナンバーを利用する（マイナンバーによる検索を行う）ことができる。

【預金保険法第 55 条の 2 第 2 項の規定による資料の提出】

→ 預保に提出する預貯金者毎の口座残高情報の精査（名寄せ）

- 預保は、金融機関に保険事故（預貯金の払戻しの停止や破産手続開始決定等）が発生した際に、各預貯金者が当該金融機関に対して有する預貯金額等の債権額を把握（システム検証として行う名寄せを含む。）するために、当該金融機関に資料の提出を求めることができる（同法 37 条に基づき保険事故以外の場合も必要に応じ資料の提出を求めることができる）。
- こうした場面において金融機関は、預貯金者のマイナンバーを利用し、そのマイナンバーに紐づく預貯金を検索することができ、また、預保に報告するファイルフォーマットの記載事項としてマイナンバーが含まれている。